

詔証官任命(一名)

内閣人 第一一 号

起案 令和八年二月九日

決定 令和八年二月十日  
上奏 令和八年二月十日  
裁可 令和八年二月十日

施行 令和八年二月十日  
公布 令和八年二月十日

内閣總理大臣

野田

内閣官房長官

菅

内閣官房副長官

尾崎 依麻

内閣總務官

露木

須藤

林 國務大臣

林

上野 國務大臣

上野

小泉 國務大臣

小泉

木原 國務大臣

木原

平口 國務大臣

平口

鈴木 國務大臣

鈴木

あかま 國務大臣

あかま

牧野 國務大臣

牧野

茂木 國務大臣

茂木

赤澤 國務大臣

赤澤

小野田 國務大臣

小野田

松本(尚) 國務大臣

松本

片山 國務大臣

片山

金子 國務大臣

金子

城内 國務大臣

城内

松本(洋) 國務大臣

松本

石原 國務大臣

石原

黄川田 國務大臣

黄川田

判事 村田 斉志

高等裁判所長官に任命する

内閣

(三月七日以降)

内閣

最高裁人任第134号

令和8年2月6日

内閣総理大臣 高市早苗 殿

最高裁判所長官 今崎幸彦

(公印省略)

高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京高等裁判所判事)

判 事

むら た ひと し  
村 田 斉 志

(発令希望日 令和8年3月7日以降)

高等裁判所長官任命資格調

(令和8年3月7日以降)

補職さるべき庁	現 職	氏 名	年齢	任 命 資 格	根 拠 法 規
大阪高長官	東京高判事	村 田 斉 志	62	判事補、検察官 在職通算10年 以上の者	裁判所法第42 条第1項第1 号、第3号



2丁								裁判所						
	〃	〃	〃	〃	〃		〃		〃	平成七			年	
	〃	〃	〃	〃	九		〃		九	八			号	
	〃	一七	一六	一一	一〇		〃		二五	一			月	
	〃	〃	〃	〃	〃		〃		〃	〃			日	
東京地方裁判所判事補に補する	東京簡易裁判所判事に補する	簡易裁判所判事兼判事補に任命する	辞職を承認する	帰朝（東京）	ニュー・ヨーク出発	帰朝を命ずる	職務に復帰させる		ユーク・ヨーク）に派遣する	朝鮮半島エネルギー開発機構（アメリカ合衆国、ニ	東京出発	外務事務官（アジア局）の併任を解除する	二等書記官を命ずる	事
		内閣	〃			〃						外務省		項
														庁
														名

村田齊志

3丁			裁 判 所									
年	号	月	日	事	項	庁	名					
平成	九	九	一九	岡山簡易裁判所判事に補する	最高裁判所							
				岡山家庭裁判所判事に補する								
				兼ねて岡山地方裁判所判事に補する								
				岡山地方裁判所判事に補する								
				兼ねて岡山家庭裁判所判事に補する								
				東京簡易裁判所判事に補する								
				東京地方裁判所判事に補する								
				検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する								
				法務事務官（法務省大臣官房司法法制部付）に併任する								
				内閣事務官（内閣官房副長官補付）に併任する								
				司法制度改革推進本部事務局局員に併任する								
				企画官を命ずる								

村田 斉志



5丁		裁 判 所													
		〃	〃	令和 二	〃	〃			〃		〃	〃	〃	平成 二六	年 号
		〃	三	一〇	一〇	〃			〃		〃	〃	〃	一	月
		〃	七	四	三	一九			〃		〃	三〇	二九	二〇	日
静岡地方裁判所長を命ずる	静岡地方裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局総務局長を免ずる	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会臨時委員を免ずる	最高裁判所事務総局総務局長を命ずる	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局家庭局長を免ずる	最高裁判所事務総局家庭局長を命ずる	東京家庭裁判所判事に補する	判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	法制審議会臨時委員に任命する	事 項
最高裁判所			内 閣	〃	〃	法 務 省	〃			最高裁判所		内 閣		法 務 省	庁 名

村田 齊志

6丁		裁判所										
年	号	月	日	事	項	庁	名					
令和	三	七	五	静岡簡易裁判所判事に補する								
五	六	九	二九	静岡簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する		最高裁判所						
七	一	二九	一	法制審議会幹事を免ずる		法務省						
六	一	二九		東京家庭裁判所判事に補する								
五	二	二九		東京家庭裁判所判事に補する								
六	一	二九		東京簡易裁判所判事に補する		最高裁判所						
六	一	二九		裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事につき任期終了								
六	一	二九		同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる								
六	一	二九		判事兼簡易裁判所判事に任命する		内閣						
六	一	二九		東京家庭裁判所判事に補する								
六	一	二九		東京家庭裁判所長を命ずる								
六	一	二九		東京簡易裁判所判事に補する								
六	一	二九		東京高等裁判所判事に補する		最高裁判所						

村田 斉志

7丁

裁 判 所

											令和	年		
											八	号		
											一	月		
											一	日		
												部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	事
												部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	項
												〃	最高裁判所	庁
														名

村 田 齊 志